公示日：2021 年 12 月 1 日

会　告

次期代議員選出に向けた
新規代議員候補者への立候補受付について

一般社団法人日本接着歯学会
選挙管理委員会

「定款第６条」ならびに「代議員選任細則」に基づき、新規代議員候補者（任期：２０２２年度定時社員総会終結時から２０２４年度定時社員総会終結時まで)への立候補を受付けます。

立候補する方は、下記の要領にて立候補届出書を提出してください。

記

【1. 代議員候補者資格】

「代議員選任細則」より抜粋

第６条　代議員は、本会正会員の中から次の各号の選出方法によって選出され、社員総会で承認された者とする。

１）現代議員のうち、所定の届出を行った者を次期代議員候補者とする。

２）前号の次期代議員候補者が定款第６条で定めた定数未満であった場合、正会員の中から次期代議員に立候補した者を本会会員歴の長い者から選出する。

３）前号の次期代議員に立候補する者は、公示日前日の時点で正会員歴５年以上を有するものとする。ただし、選挙前年度までの年会費未納者は除く。また、本人以外の本会正会員２名の推薦を受け、所定の届出を行う。

４）代議員選任細則第６条第１項第１号及び第２号で選出された次期代議員候補者について、郵送又は電磁的方法による信任投票を行う。なお、次期代議員候補者が定款第６条で定めた定数未満であった場合は、信任投票を行わず、次期代議員候補者の全員が信任されたものとみなす。

役員及び代議員選任に関する申合せに基づき、次期代議員立候補者は、次の各号を充たすことを原則とします。

①公示日前日の時点で正会員歴５年以上を有していること

②前年度までの年会費を完納していること

③本人以外の本会正会員２名の推薦を受け、所定の届出を行うこと

④歯科医師資格を保有する場合、接着歯科治療専門医資格を取得していること

【2.代議員立候補の手続き】

立候補の届出を行う書類は、学会ホームページ(http://www.adhesive-dent.com/)から、代議員立候補届をダウンロードして用いてください。

代議員立候補届出書へ必要事項を記入の上、2022年1月17日（消印有効）までに、選挙管理委員会宛に、郵送により届け出るものとします。

なお、現代議員において留任を希望するものは、2021年12月1日付にて郵送の「代議員継続の手続き」に示す方法によって手続きを行わなかった場合、被選挙人となることはできません（新規代議員立候補届の提出は不要)。

【3.代議員立候補届出書の提出期限】

2022年1月17日（当日消印有効）

【4.立候補届出書の提出先】

一般社団法人日本接着歯学会 選挙管理委員会 宛

〒170-0003　東京都豊島区駒込1-43-9 一般財団法人口腔保健協会内

注1）簡易書留またはレターパック等の配達記録が残る送付方法を利用すること

注2）封筒に「代議員立候補届出書在中」と朱書きすること

【5.問い合わせ先】

一般社団法人 日本接着歯学会事務局

TEL :03－3947－8891　 E メール: gakkai6@kokuhoken.or.jp

以上